



# 島根県報

平成17年 5 月 6 日 (金)  
号外 第 58 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

教委公告

島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

(義務教育課)

## 教 育 委 員 会 公 告

平成18年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成17年 5 月 6 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

### 1 目的

この試験は、平成18年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

### 2 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第 9 条の欠格事由に該当しない者
- (2) 次表に定める募集種別・募集教科(科目等)の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

区分	募集種別		募集人数	募集教科(科目等)	教員免許状等資格	年齢等資格
	小学校	教諭	20人程度		小学校教諭の普通免許状所有者	昭和46年4月2日以降の出生者 現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和36年4月2日以降の出生者
	中学校	教諭	20人程度	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	中学校教諭の普通免許状所有者	
	小学校	教諭	5人程度	小学校	小学校教諭の普通免許状所有者	昭和46年4月2日以降の出生者で、石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・邇摩郡・那賀郡・鹿足郡)又は隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者
	小・中学校	教諭	5人程度 (区分+の内数)	小学校	小学校教諭の普通免許状所有者	以下の要件をすべてみたす者 昭和36年4月2日以降の出生者現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成18年3月末現在で1年以上の勤務経験を有する者 石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・邇摩郡・那賀郡・鹿足郡)又は隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者
中学校				国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	中学校教諭の普通免許状所有者	

高 等 学 校	教諭	18人 程度	国語、地理歴史、数学、理科(生物)、英語、芸術(音楽)、保健体育、家庭、農業、工業(建築)、商業、水産(漁業)	高等学校教諭の普通免許状所有者 「地理歴史」については高等学校教諭の普通免許状 「社会」所有者も出願可 「水産」については高等学校教諭の普通免許状「商船」所有者も出願可	昭和46年4月2日以降の出生者 農業、工業、商業、水産の各教科(科目等)については、昭和36年4月2日以降の出生者	
	教諭(特別免許状)		農業、工業(建築)、商業、水産(漁業)	高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、志望する教科に関する社会的実務経験を有する者		
	助教諭(臨時免許状)		工業(建築)	高等学校教諭の普通免許状を有しない者で、大学(建築)の正規の課程(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る)を卒業又は平成18年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込の者		
高等学校	教諭(特別体育専任教員)	1人	保健体育(ホッケー)	高等学校教諭の普通免許状「保健体育」所有者	昭和46年4月2日以降の出生者	
特 殊 教 育 諸 学 校	教諭	12人 程度	小学部	盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ小学校教諭の普通免許状所有者	昭和46年4月2日以降の出生者 現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和36年4月2日以降の出生者	
			中学・高等部	国語、社会・地理歴史、数学、理科、英語、音楽、美術		盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該教科の中学校及び高等学校教諭の普通免許状所有者
			高等部	農業		盲・聾・養護学校教諭の普通免許状所有者で、かつ当該教科の高等学校教諭の普通免許状所有者
	養護教諭	2人 程度		養護教諭の普通免許状所有者	昭和46年4月2日以降の出生者	

- 備考 (1) 教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。
- (2) 平成18年3月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。
- (3) 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 出願手続

- (1) 出願期間 平成17年5月24日(火)から6月3日(金)まで  
ただし、郵送の場合は、平成17年6月2日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

- ・持参の場合の受付時間は、月～金曜日の 9 時から17時とします。
- ・郵送、持参いずれの場合も、別添の専用封筒を使用してください。

(2) 願書等の提出先 〒690 - 8502 松江市殿町 1 番地 島根県教育庁義務教育課

(3) 留意事項

- (ア) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に 印を記入してください。後日、担当者が連絡します。
- (イ) 区分 、 は、勤務地域を石見地域又は隠岐地域の小学校又は中学校に限定して募集するものです。石見地域又は隠岐地域のいずれかを出願時に指定して下さい。
- (ウ) 区分 高等学校教諭（特別免許状）の出願者については、社会的実務経験に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日担当者が連絡します。

(エ) 区分 高等学校教諭（特別体育専任教員）の出願について

特別体育専任教員制度は、県立高等学校に特定の競技種目を主として担当する特別体育専任教員を配置することにより、学校及び地域のスポーツ活動を活性化させ、特色ある学校づくりに資するとともに、スポーツの普及・振興を図ることを目的としたものです。その勤務内容、勤務条件等については「県立高等学校特別体育専任教員取扱要綱」によるものとします。

特別体育専任教員は、原則として配置校において長期間継続して勤務するものとします。今回募集する種目及び配置予定校は次のとおりとします。

種目：ホッケー 配置予定校：島根県立横田高等学校

詳細については、島根県教育庁高校教育課までお問い合わせください。TEL (0852) 22 - 5411

(オ) 書類不備のものは受け付けません。

(4) 提出書類

提 出 書 類		部 数
願 書	本県所定の用紙（D - 1）を使用すること。（記入例はB - 1～2）	1
データ入力票	本県所定の用紙（E - 1）を使用すること。（記入例はC - 1～6）	1
自己アピール	本県所定の用紙（F - 1）を使用すること。	1
受 験 票	本県所定の用紙（G - 1）を使用すること。	1
連絡用封筒	のり付（両面テープ貼付可）封筒角形 2 号（33.2cm x 24.0cm）に410円分の切手を貼付すること。 2 部とも封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける）を明記すること。	2

4 選考試験

(1) 第 1 次試験

(ア) 期日及び会場

筆記試験等

期 日・平成17年 7 月22日（金）

会 場・島根県立松江南高等学校 松江市八雲台 1 - 1 - 1

・島根県立松江商業高等学校 松江市浜乃木 8 丁目 1 - 1

面接試験

期 日・平成17年 7 月22日（金）・23日（土）・24日（日）

会 場・くにびきメッセ（島根県立産業交流会館）松江市学園南 1 丁目 2 - 1

期日、会場については、受験票送付の際に通知します。

(イ) 試験内容等

試験日	7月22日(金)			7月23日(土)・24日(日)	
	筆 記			面 接	面 接
区分	教育公務員として必要な 一般教養や教職教養				
全出願者					

携行品については、受験票送付の際に通知します。

(ウ) 試験結果の通知

試験の結果については、平成17年8月12日(金)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて義務教育課ホームページ(<http://www2.pref.shimane.jp/gimu/>)に掲載します。

(2) 第2次試験

(ア) 期日及び会場 平成17年9月4日(日)～11日(日)の予定です。詳細は第1次試験結果の通知の際に連絡します。

(イ) 試験内容等

内容区分		筆 記		適 性 検 査	面 接	実 技	
及び の小学 校全受 験者		小学校教諭として必要な専門的知識や教養				模 擬 授 業	業
及び の中 学校全 受験者		中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養		理科受験者は、理科実技 英語受験者は、英会話 音楽受験者は、音楽実技 美術受験者は、美術実技 保健体育受験者は、保健体育実技 技術受験者は、技術実技 家庭受験者は、家庭実技			
及び の全 受験者		高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養 〔理科(生物)受験者については、理科全般及び生物の専門的知識や教養〕		理科受験者は、理科実技 英語受験者は、英会話 音楽受験者は、音楽実技 保健体育受験者は、保健体育実技 家庭受験者は、家庭実技 商業受験者は、商業実技			
の全 受 験 者	小学部	小学校教諭として必要な専門的知識や教養		水泳実技 音楽実技			
	中学 高等部	特殊教育諸学校教諭として必要な専門的知識や教養	中・高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養		理科受験者は、理科実技 英語受験者は、英会話 音楽受験者は、音楽実技 美術受験者は、美術実技		
	高等部		高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養				
の全 受 験 者		養護教諭として必要な専門的知識や教養		ロール プレイ	養護に関する実技		

## (ウ) 試験結果の通知

試験の結果については、平成17年 9 月28日 ( 水 ) 午前 9 時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて義務教育課ホームページ ( <http://www2.pref.shimane.jp/gimu/> ) に掲載します。

## (3) 第 3 次試験

(ア) 期日及び会場 平成17年10月15日 ( 土 ) ~ 17日 ( 月 ) の予定です。詳細は第 2 次試験結果の通知の際に連絡します。

## (イ) 試験内容等

内容	面 接	模 擬 授 業 等
区分	全 受 験 者	全 受 験 者

## (4) その他

(ア) 第 3 次試験受験者には身体検査として、健康診断書の提出を求めます。

(イ) 第 3 次試験受験者には、第 3 次試験日までに次の書類の提出を求めます。

教員免許状の証明書等	( 免許状所有者 ) 所有するすべての普通免許状 ( 願書に記入したもの ) の授与証明書。 なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を添付すること。 ( 免許状取得見込者 ) 平成18年 3 月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。 通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類 ( 履修証明書等 ) 。	1 部
学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し	現に <u>学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ</u> 、文部科学大臣が授与した修了証書の写し ( コピー ) 。 なお、修了証書取得見込の者は、平成18年 3 月末までに修了証書の写しを提出すること。	1 部

## 5 第 1 次試験免除の取扱

(1) 区分 の出願資格を有する者で、現に国公私立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭 ( 正式採用 )として勤務中の者は、第 1 次試験を免除します。

(2) 各区分の出願資格を有し、平成17年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験において、第 3 次試験をすべて受験した者は、第 1 次試験を免除します。

## 6 採用候補者名簿登載等

(1) 選考試験の成績及び提出された書類等により教員採用候補者を選考し、平成18年度島根県公立学校教員採用候補者名簿 ( 以下、「名簿」という。 ) に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。

(2) 採用候補者の選考にあたっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。

(3) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

(4) 高等学校教諭採用候補者 ( 英語 ) の選考にあたっては、「中国語」、「朝鮮語」、「韓国語」の普通免許状を所有していることを考慮します。

(5) 高等学校教諭採用候補者 ( 家庭 ) の選考にあたっては、「福祉」の普通免許状を所有していることを考慮します。

(6) 特殊教育諸学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

(7) 教諭採用候補者の選考にあたっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有 ( 平成18年 3 月末までに修了証書取得見込の者も所有者とみなします。 ) していることを考慮します。

- (8) 登載の結果については平成17年10月28日(金)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、第3次試験の途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて、義務教育課ホームページ (<http://www2.pref.shimane.jp/gimu/>) に掲載します。
- (9) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成19年4月1日までとします。
- (10) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (11) 上記考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。
- (12) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (13) 区分 高等学校教諭(特別免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (14) 区分 高等学校助教諭(臨時免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間(3年)内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (15) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

7 平成18年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第3次試験受験者についての取扱

平成18年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験において第3次試験をすべて受験したが、名簿に登載されなかった者は、平成19年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験を免除します。

8 その他

- (1) 受験票が平成17年6月30日(木)までに届かない場合は連絡してください。
- (2) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

島根県教育庁義務教育課 TEL (0852) 22 - 5422  
 島根県教育庁高校教育課 TEL (0852) 22 - 5411

- (3) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書(はがき可)で届け出てください。ただし、出願種別、教科等の変更はできません。
- (4) 提出書類については、一切返却しません。

この要項に、添付してある書類は、以下のとおりです。

・ 選考試験願書の記入例 (B - 1)	・ 受験票 (G - 1)
・ 基本データ入力票の記入例 (C - 1)	・ 専用封筒
・ 願書用紙 (D - 1)	・ 受験者のみなさんへ
・ データ入力票 (E - 1)	・ 石見・隠岐地域限定採用
・ 自己アピール (F - 1)	・ あなたの実績、考慮します